

令和 8 年度那覇市中心商店街通行量調査業務 仕様書

1 業務名

令和 8 年度那覇市中心商店街通行量調査業務委託

2 業務目的

那覇市中心商店街における歩行者通行量の現状と推移を把握することにより、今後の商店街活性化施策検討のための基礎資料とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 業務内容

（1）調査地点

調査地点は、40 地点とする（別紙 1「調査地点表」、別紙 2「調査地点図」参照）。

（2）調査日

調査日は、令和 8 年 12 月の平日及び日曜日の各一日（計二日）とする。ただし、悪天候等により実施が不相当である場合、受託者は、那覇市と協議のうえ調査日を変更するものとする。調査日（案）としては、下記のとおりとする。なお、NAHA マラソン実施日での調査は避けること。

① 平日：令和 8 年 12 月 10 日（木） ② 日曜日：令和 8 年 12 月 13 日（日）

（3）調査時間

10 時から 19 時までの時間帯（9 時間）において、30 分おき（18 時から 19 時の間は連続とする）に延べ 5 時間を調査する。調査をしていない時間帯における通行量は、その前後の通行量の平均を四捨五入した整数値とする（別紙 3「調査時間及び集計加工方法」参照）。

（4）調査対象者

中学生以上の歩行者（自転車を押して歩く人含む）

（5）調査方法

各調査地点（40 地点）に調査員を配置し、目の前を通行する対象歩行者を、性別、方向別、時間帯別に計測する。（別紙 4「各調査地点観測方向」参照）。なお、各調査地点の現況により、位置や地点名称を変更する場合がある。

（6）報告書

報告書への掲載項目は別紙 5「報告書掲載項目」のとおりとし、集計整理のうえ、報告書を作成する。なお、調査実施後の速報値については令和 9 年 1 月 20 日までに報告すること。

(7) 事前準備その他

- ① 受託者は、現地調査により調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認した上で、調査員配置計画、調査工程の計画等の業務計画書を作成し、那覇市に提出すること。
- ② 受託者は、管轄警察署へ調査に係る道路使用許可申請を行うこと。また、調査地点近隣の店舗等へ協力依頼を行うこと。
- ③ 受託者は、調査員に対し、業務の円滑な実施に支障がないよう説明会を開催するなど、その内容等について十分理解させること。また、急病等により調査員に欠員が生じた場合においても、業務に支障が生じることがないように事前に代替の調査員の手配をしておくこと。
- ④ 調査実施日には管理責任者を必ず配置し、調査員が正確な計測を行っているのか適宜確認するとともに、事故等があった場合は直ちに那覇市に連絡すること。
- ⑤ 調査に必要な計測カウンター、イス、筆記道具等の備品・消耗品は、受託者が準備すること。ただし、腕章については、那覇市が貸与する。
- ⑥ 各調査地点での計測に必要な人数については、受託者の判断で決定すること。
- ⑦ 受託者は、業務の円滑な実施のため、那覇市と常に緊密な連絡を取ることを。

5 届け出

受託者は、次に掲げる書面を作成し、那覇市に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者選任届
- (3) 業務計画書
- (4) 完了届

6 成果品

本業務で納入すべき成果品は、次のとおりとする。

- (1) 調査報告書（A4 版、一部カラー、60 枚程度） 20 冊
（カラー部分の詳細については別紙 5 を参照）
- (2) 調査報告書の原稿及び集計データ（CD-ROM） 1 枚

※通行量調査の測定値については、那覇市が指定する Excel 形式の表で作成したデータを提出すること。また、測定値を算出するにあたり受託者が別途作成したデータがある場合は、それも併せて提出すること。

7 その他

- (1) 資料の提出及び説明等の協力について

本件業務は沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本成果品以外にも、必要に応じて根拠資料等の作成を求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

- (2) 業務終了時の対応について

契約の履行期間終了、全部もしくは一部解除、またはその他契約終了事由の如何

を問わず受託者による担任業務が終了する場合は、次期業務遂行者が、新たに又は継続して業務を遂行できるよう誠意をもって引き継ぎを行い協力すること。なお、その際に必要なデータは無償で提供すること。

（３）業務成果の帰属性

① 成果品について

本件業務で取得した全ての成果品は、那覇市へ帰属するものとする。

② 著作権の帰属

本件業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、那覇市へ帰属するものとする。

③ 著作権の処理

本件業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係の整理を済ませた上で納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、那覇市は責任を負わない。

（４）業務適用範囲の確認

本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は、本件業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるとき、那覇市と受託者双方で協議して解決するものとする。

（５）法令順守

受託者は、業務遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（６）守秘義務

受託者は、業務遂行にあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。